

日本労働年鑑 第52集 1982年版  
The Labour Year Book of Japan 1982

第二部 労働運動

III 労働争議

3 主要要求別争議と解決状況

労働争議統計調査年報告では、多くの要求事項をもつ争議については原則としてそのうち「もっとも重要なもの一つをとりあげて」分類集計してある。そこでその主要要求事項別争議件数をみると(第92表)、「賃金および手当」関係が四一七四件で要求事項総数の六一・三%を占めてもっとも多く、その内訳では「賃金増額」要求が三二三六件と全体の五割弱に及んでいる。また前年に比べると「解雇反対・被解雇者の復職」(二三・一%増)などで増加しており、福利厚生・安全衛生等をふくむ「その他(給与と労働時間以外)の労働条件」(五四・〇%減)などで減少している。

また、第93・94表によると、八〇年の総争議件数四三七六件のうち解決および解決扱い(争議の当事者である労使間では解決の方法がないような場合、たとえば政治ストおよび支援ストなどがふくまれる)となった件数は四二五三件(全体の九七・二%)であった。この解決件数を継続期間別にみると、五日以下で解決した争議二一二一件(解決件数の四九・九%)、六～一〇日六〇八件(同一四・三%)、一一～三〇日八〇九件(同一九・〇%)、三一日以上七一五件(同一六・八%)となっている。要求事項のうち件数の多い争議について継続期間別の構成割合をみると、「賃金増額」要求では五日以下で解決したものが五割以上を占めて多く、「臨時給与金」要求では五日以下および一～三〇日で解決したものがそれぞれ三割に近く、また「組合保障および組合活動」、「解雇反対・被解雇者の復職」にかんする要求では他の要求に比べて比較的長期にわたっており、三一日以上がそれぞれ四割以上を占めている。

さらに解決方法別には、労使直接交渉により解決したものが一九五八件(解決件数の四六・〇%)、第三者関与による解決三一八件(同七・五%)、その他(解決扱い)が一九七七件(四六・五%)であった。なお第三者関与により解決したもののうちでは労働委員会のあっ旋によるものが二七七件ともっとも多く、関与件数の八七・一%を占めていた。

日本労働年鑑 第52集 1982年版

発行 1981年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月18日公開開始